

## 安全保障法制改定法案の採決強行に抗議する会長声明

2015年9月19日、参議院本会議において、採決が強行され、平和安全法制整備法及び国際平和支援法（以下「本法」という。）が成立した。本法は、戦後70年間維持してきた平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えてしまうものである。

本法が、憲法前文及び第9条が規定する恒久平和主義の基本原則に反して違憲であるとともに、憲法の基本理念である立憲主義を破壊するものであり、国民主権にも反するものであって、到底許されるものではないことは、多くの有識者も指摘するところであり、当会や日本弁護士連合会も指摘し続けてきたとおりである。

本法が違憲であるとの指摘に対する政府の説明は、極めて不十分であり、およそ国民を納得させることができるものではなかった。加えて、本法の具体的な内容に関しても、国会審議の中で多くの疑問が浮かび上がったにもかかわらず、衆議院及び参議院が相次いで採決を強行し、本法が成立に至ったことは、立憲民主主義国家としての我が国の歴史に大きな汚点を残したものであり、極めて遺憾であり、強く抗議する。

当会は、本法の適用・運用に反対し、さらに本法の廃止に向けて、日本国憲法の立憲主義、国民主権及び恒久平和主義を堅持する取り組みをより一層強化していく決意を表明するものである。

2015年（平成27年）9月28日

岩手弁護士会

会長 藤田 治彦

